

事業評価書（事前）

事務事業名		小児救急医療拠点病院運営事業	
事務事業の概要	(1)目的	小児救急医療体制の確保が困難な地域において広域を対象とした小児救急医療体制の確保を図る。	
	(2)内容	二次医療圏単位（病院の整備を図るべき地域的単位）での小児救急医療の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏を対象とする広域圏で入院等を必要とする小児救急患者を受け入れる小児の二次救急医療施設として、小児救急医療拠点病院を整備する。	
		予算額（案）	716百万円
	(3)達成目標	小児救急医療支援事業（二次医療圏毎の小児輪番制）と合わせて、全国各地域での小児救急医療体制の確保を図る。 達成目標：将来的に全国の二次医療圏（363地区）をカバーする体制確保（小児救急医療拠点病院：平成14年度 50か所）	
評価	(1)必要性	[国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、緊要性の有無] 子供をもつ親が安心して子どもを産み、子育てできる環境の整備を図ることは極めて重要であり、小児科医の高齢化（小児科医平均年齢：S 63年 43.1才→H 10年 47.9才）小児科の縮小（小児科を標榜する一般病院の割合：H 10年 45.0%→H 11年 42.9%）、一定の医療機関への小児救急患者の集中等、小児救急医療体制の確保が極めて困難な状況となっていることから、早急に小児救急医療体制の整備を図る必要がある。	
	(2)有効性	[今後見込まれる効果] 平成11年度から実施している「小児救急医療支援事業」と併せて実施することにより、地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備が図られる。 [効果の発現が見込まれる時期] 事業の実施により14年度から効果が見込まれる。	
	(3)効率性	[手段の適正性] 小児救急医療においては、二次医療圏単位での体制整備が困難な地域が少なくないため、既存の医療資源を有効に活用し、複数の二次医療圏をカバーする小児救急医療拠点病院を整備することにより、地域の小児救急医療体制が効率的に確保される。	
	(4)その他 (公平性・優先性など)	少子高齢化の進展や小児科医の高齢化、小児科の減少等、小児救急医療体制に不安を感じる親の増加等が進んでいることから、優先的に実施する必要がある。	
関連事務事業		小児救急医療支援事業 在宅当番・救急医療情報提供実施事業（小児初期救急医療特別加算）	
特記事項		(参)国民福祉委員会 「医療法等の一部を改正する法律案附帯決議(抄)」 平成12年11月30日 ・「地域における小児医療の重要性にかんがみ、小児科専門医の確保に努めるとともに、小児救急医療の充実に向けた取り組みを強化すること」	

	(参)国民生活・経済に関する調査会 「調査会報告書提言(抄)」 平成13年6月22日 ・「夜間や早朝においても受診可能な小児救急医療体制の整備は、喫緊の課題である。」 ・「また、小児救急医療体制の整備については、地域における関係機関の連携促進、財政的支援の充実等、行政機関と医療機関が一体となった総合的な取組を一層推進すべきである。」
主 管 課 及 び 関 係 課	(主管課)医政局指導課